

社会福祉法人 城北児童福祉会 評議員会規程

(目的)

第1条 この規程は評議員会について、議事の円滑な運営を図ることを目的とする。

- 2 評議員会は、社会福祉法人城北児童福祉会（以下「法人」という。）の法人運営に係る重要事項の議決機関及び法人運営の事後監督のために設置される機関であって、法人の評議員会の運営に関する事項は、法令及び定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(構成員等)

第2条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員の選任、解任については、理事会で別に定める評議員選任・解任委員会運営規程において定める。
- 3 評議員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。
 - (1) 評議員選任・解任委員会で解任された場合
 - (2) 死亡
 - (3) 任期満了又は辞任により退任した場合。ただし、新たに選任された評議員が就任するまで就任の義務を負うとともに評議員としての権利義務を有する。

(種類及び開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要な都度開催する。

(招集権者)

第4条 評議員会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下、「法」という。）第45条の9第5項の規定により、評議員が所轄庁の許可を得て評議員会を招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは理事の過半数の許可を経て評議員を招集する。

- 2 評議員は理事に対し議題及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

- 第5条 理事長が評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発しなければならない。
- 2 前項の通知は、次の事項を記載した書面をもって行うものとする。
- (1) 評議員会の日時・場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合にあっては、その旨)
- 3 前項の規定にかかわらず、評議員の承諾を得た場合は書面による通知に代えて電磁的方法による通知をもって行うことができる。この場合に応じては、前項の書面による通知を発したものとみなす。
- 4 前3項の規定に関わらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、開催することができる。
- 5 第3項の電磁的方法とは、社会福祉法施行規則第2条の13に定められたものとする。

(出席の有無の届け出)

- 第6条 評議員は、評議員会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届けなければならない。

(議長)

- 第7条 評議員会に議長を置く。
- 2 評議員会の議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。

(出席状況の報告)

- 第8条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に評議員の出席状況を評議員会に報告しなければならない。
- 2 前項の報告は、この法人の位置する園、すなわち城北保育園園長に行わせることができる。

(定足数)

- 第9条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(役員等の出席)

- 第10条 理事長は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。
- 2 監事は、評議員会議案において理事長が必要と定めたときは、同席しなければならない。また、理事長は監事に対し1週間前までにその旨を通知し、同意を得なければならない。
- 3 監事の出席は、監事を代表し1名を出席させるものとする。ただし、その他監事が出席したい訴えがある場合、これを拒むことはできない。また、理事長・評議員から求めがあれば他監事2名も出席せねばならない。
- 4 この法人の職員及び業務を委託している税理士等は、理事及び監事を補助するため、理事又は評議員の求めがあれば、議長の許可を得て評議員会に出席することができる。

- 5 評議員会は、必要に応じて、前4項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求める事ができる。

(報酬・費用等)

- 第11条 評議員の報酬等については定款8条において定めるとおり無報酬とする。
ただし、日当支給に関しては、別に定める役員等日当支給規程に準じて支給する。
- 2 評議員会に係る交通費は支給しないこととする。
 - 3 評議員会において研修等に参加する場合は、役員旅費規程に準ずることとする。
 - 4 理事会及び評議員会同日開催日の場合、理事長または監事等の日当に関しては、2回分を支給することはせず、1回分の日当を支給することとする。

(議題の付議)

- 第12条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 2 議長は、理事及び監事を選任する場合を除き、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。ただし、定款第13条第3項に規定する場合は、この限りでない。

(理事等の報告又は説明)

- 第13条 議長は、議題を付議した後、理事及び監事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、理事は、議長の許可を得て事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。
- 2 社会福祉法第45条の8第4項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第184条及び第185条の規定による評議員提案の場合にあたっては、議長は、当該評議員に議題又は議案の説明を、理事又は監事に対しては、当該評議員の提案に対する意見を求めるものとする。

(説明義務者)

- 第14条 評議員からの業務執行に関する質問については、理事等が説明をおこなうものとする。
- 2 評議員からの監事業務に関する質問については、各監事が説明を行うものとする。ただし、監事業務における意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができるものとする。
 - 3 理事長は、議長の許可を得て、評議員からの質問について、補助者に説明させることができるものとする。

(一括説明)

- 第15条 理事長または監事は、評議員からの説明に対して一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第16条 理事または監事は、質問が次の事由に該当するときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が、評議員会の目的事項に関しないものであるとき。
- (2) 説明するために調査をすることが必要であるとき。
- (3) 説明することにより、この法人その他の者（質問した当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなるとき。
- (4) 質問が重複するとき。
- (5) その他正当な理由があるとき。

(決議)

第17条 評議員の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の採決するところによる。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。
- 3 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において当該提案につき、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(採決の方法)

第18条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

- 2 議長は、一括して付議した事案については一括して採決することができる。
- 3 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。
- 4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 5 議長は、採決に先立って議題、議案、自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(延期又は続行)

第19条 評議員会を延期または続行する場合は、評議員会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決議を議長に一任することもできる。
- 3 前項のただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに評議員に通知しなければならない。
- 4 延会または継続会の日は、当初の評議員会の2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第20条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより書面（又は電磁的記録）をもって議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載（又は記録）して、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が署名（記名）押印（又は電子署名）をしなければならない。
- 3 前項の議事録は、会議の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

- 第22条 理事長は欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果の概要を報告しなければならない。

(事務局)

- 第23条 評議員会の運営を円滑に行うために事務局を置く。
- 2 事務局に事務処理の担当者1名を配置することができる。

(補 則)

- 第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 廃)

- 第25条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。